



第
51
期

第
30
号

日生協労組全国執行委員会機関紙

2007年2月5日発行

「ストップ!格差社会 ワーキングプアをなくせ!」 署名について取り組もう

2月3日の全国執行委員会において、生協労連が提起している『最低賃金法とパート法の実効ある改正と 有期雇用の制限を求める請願署名』について取り組むことを確認しました。

日生協労組でも第51期定期大会方針において、「働くもののいのちと権利・雇用とくらしを守る課題」について署名や行事に取り組むことを確認し、2007年春闘・一時金方針(一次案)においても取り組みを全国の生協や働くなかまとともにおこなうことを提起しています。

全ての労組員が意義を確認し、署名に取り組んでいきましょう。

「最低賃金法とパート法の実効ある改正と 有期雇用の制限を求める請願署名」

《請願主旨》

わが国の憲法25条は、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、第2項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」としています。しかし、今、「暮らしていけない」「結婚することができない」「子供を産むこともできない」という若者が増えています。2000年から2005年の5年間で、1年間に得た平均給与が300万円超2,000万円以下の給与所得者は188万人減少し、300万円以下の給与所得者が185万人増加しています。このように小泉内閣の5年間は「格差社会」を拡大し続け、「ワーキング・プア」という階層をつくりあげました。その被害をもっとも受けているのが若者です。15～24歳の失業率は8～10%を数え、その年齢の雇用労働者の半数が非正規労働者としての就労を余儀なくされています。安倍首相は、「再チャレンジ」政策を打ち出していますが、残念ながら、格差と貧困の広がりをつくりだしてきた働くルールの破壊への反省や転換策がありません。

通常国会では、労働契約法の新設とホワイトカラー・エグゼンプションの導入などの労働基準法「改正」とともに、「すべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網」である最低賃金法の32年ぶりの改正、「働き方に比して低い処遇」の改善としてのパート労働法改正が予定されています。私たちは憲法25条にもとづき、これらの法の新設と改正が、すでに雇用労働者の3分の1を占める非正規労働者の雇用の安定と賃金・労働条件の向上につながることを願っています。以上の趣旨より、下記事項を請願いたします。

《請願項目》

1. 最低賃金法を改正して、最低賃金を大幅に引上げ、だれもが健康で文化的に暮らし働ける水準を全国一律で定めること。全国一律の最低賃金を、ただちに時間額1,000円以上とすること。
2. 労働基準法とパート労働法を改正して、雇用形態差別を禁止し、賃金・労働条件等の「均等待遇」を明記すること。
3. 労働基準法を改正して、有期雇用は一時的・臨時的業務に限定し、通常業務の労働者は期間の定めのない雇用とすること。

《パートタイム労働法》

正式には1993年に施行された「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。パートタイム労働者の適正な労働条件の確保および教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置などを講じることによって、その有する能力を有効に発揮することができるようにし、その福祉を増進するための制度です。

ただし現在、パート・アルバイト労働者の労働契約は、期間の定めのない労働契約である正社員と違い、3年以内の有期雇用契約となっています。またそのほとんどは1年以内というのが実態で、「雇い止めになってしまうのでは」との不安にかられながら働いているのが実情です。

《最低賃金法》

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です(昭和34年施行 法律第137号)。

現在の地域別最低賃金は、都道府県によって時給額換算で610円～719円となっていますが、「健康で文化的な」生活を営むには程遠い金額です。